

長野県告示第693号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年10月29日

長野県知事 阿部 守一

- 1(1) 解除に係る保安林の所在場所
佐久市小宮山字伴野城根594の15・前山字洞源1361の48（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
(3) 解除の理由
道路用地とするため
2(1) 解除に係る保安林の所在場所
南佐久郡佐久穂町大字畑1942の6（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
(3) 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁林務部森林づくり推進課並びに佐久市役所及び佐久穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第694号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県上田建設事務所及び上田市役所に備え置きます。

平成24年10月29日

長野県知事 阿部 守一

Table with 7 columns: 区域名, 区域の範囲, 市町村名, 大字又は町名, 字, 地番, 標柱番号. Row 1: 鈴子, 右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から11号までを順次結んだ線及び標柱1号と11号を結んだ線に囲まれた区域, 上田市, 古安曾, 鷹山, 743番134, 1号及び11号

砂防課

長野県告示第695号

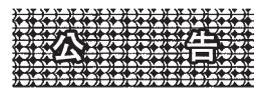
長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成24年11月10日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成24年10月29日

長野県知事 阿部 守一

Table with 3 columns: 売りさばき人の氏名(名称), 住所, 売りさばき場所. Row 1: 山崎 高志, 千曲市上山田温泉4-18-9, 長野市稲里町中央1-1-1 セブンイレブン長野稲里店

会計課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年10月29日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年10月16日
2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ひもろ木の会
3 代表者の氏名
小池 千晶
4 主たる事務所の所在地
上田市保野577番地4
5 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者に対して、自立した日常生活に必要な事業を行い、健康で快適な暮らしができるよう福祉サービスを提供し、もって、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年10月29日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日

平成24年10月16日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人望月まちづくり研究会
- 3 代表者の氏名
竹内 健治
- 4 主たる事務所の所在地
佐久市大字望月106番地6
- 5 定款に記載された目的

この法人は、主として望月町で生活し交流する人々に対して、住民、行政、企業、学識経験者など、まちづくりに関係する各々のネットワークづくりを通し、研究成果を公開及び提言することにより、住環境の改善、地域コミュニティの形成と振興、景観・自然の向上と開発、地域産業及び福祉の充実、地域の伝統文化芸能の保存・育成等、よりよい地域環境づくりに関する事業、その他まちづくり全般に資する事業を行い、もって地域社会はもとより社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年10月29日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年10月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あすか
- 3 代表者の氏名
朝倉 淑美
- 4 主たる事務所の所在地
飯田市座光寺4021番地3
- 5 定款に記載された目的
- この法人は、介護の必要な高齢者及び家族に対し、介護支援事業を行い、高齢者の住み慣れた地域、暮らしやすい環境、まちづくりに寄与することを目的とするほか、平和、安全、環境保全、人権などの諸問題解決を目指し、国際的な相互理解、協力を促し、公益増進と日常生活の不安解消に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成24年10月29日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの。

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
12月5日 (水)	午後1時から 午後4時まで	松本会場	松本市神林5300番地 やまびこドーム第一会議室	60名
12月16日 (日)	午後1時から 午後4時まで	長野会場	長野市若里7丁目1番7号 長野県社会福祉総合センター	50名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書1通にはり、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報とは、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活環境課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年10月29日

長野県工業技術総合センター所長 池田博通

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量
中高圧処理装置 一式
- (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 借入期間
平成24年11月16日から平成27年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
- (4) 借入場所
長野市栗田西番場205番1
長野県工業技術総合センター 食品技術部門
- (5) 入札方法

1月当たりの賃借料について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。
- (4) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6号第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (6) 借入をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 問い合わせ先等

- (1) 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約条項等の配布場所
長野市若里一丁目18番1号
長野県工業技術総合センター 総務部門
電話番号 026 (268) 0602
- (2) 入札説明書及び仕様書に関する問い合わせ先
長野市栗田西番場205番1
長野県工業技術総合センター 食品技術部門
電話番号 026 (227) 3131

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成24年11月9日（金） 午前11時
イ 場所 長野市若里一丁目18番1号
長野県工業技術総合センター 1階小会議室
 - (3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
 - (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (7) 契約書作成の要否
必要とします。
 - (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。
- 5 その他
- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県工業技術総合センター所長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。
 - (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

ものづくり振興課